

議第十九号

栃木県議会委員会条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十七年三月十二日

提出者 栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

五月 池田 山口 山畑 五貝 鶴貝 加藤 中島 金子 中川 小林 早川 高橋 平池

裕久 恒一 大正 幹雄 尚夫 文秀 光彦 忠夫 幸祐 一宏 裕雄 夫秀 吉光

栃木県議会議長 螺 良 昭 人 様

栃木県条例第 号

栃木県議会議員会条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員会条例（昭和三十七年栃木県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 一 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第十八条の規定は適用せず、改正前の第十八条の規定は、なおその効力を有する。